

## 序章 はじめに

### 1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

都城広域都市計画区域内に位置する三股町は、豊かな自然と住みやすい住環境、地域に根差した多彩な産業を有し、これまで人口の増加を続け、発展してきました。特に住みやすさでの支持は高く、その理由は「自然環境がよい」「自然災害が少ない」「買い物に便利」といった点が挙げられています。（町民アンケート H26.8 実施）

現在では上記のようなことを背景に、急速に人口増となっているエリアもあり、良好な住環境の維持・向上のためには、新たな土地利用の規制や都市施設の整備が重要となっている状況です。また、まちの根幹となる人口構成に大きな変化（生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢人口が増加傾向）が生じ始めていることや健全財政等にも配慮しながら、決定から相当年数経過している事業計画について時代にあった見直しが必要となっています。

本都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2（市町村は「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする）に基づく計画であり、今後本町が都市計画事業や計画変更を行う際に、その土台となる役割を担うものとして、あらたに策定するものです。



## 2. 計画の役割と位置づけ

### 2.1 都市計画マスタープランの目標年次と対象区域

本計画は、長期的な視点に立ったまちづくりの指針とするため、概ね20年後の2037年を目標年次とします。ただし、社会経済情勢の変化等により、計画内容に大幅な変更が生じる場合は、適宜見直しを行います。

また、本計画は都市計画区域に限らず、三股町全体で「三股らしい、魅力あふれるまち」を作っていくことを目標に定めるため、三股町全域を対象としています。

### 2.2 都市計画マスタープランの役割

#### ①みんなが目指す「わがまちみまた」の将来像を示す役割

本計画では、町の現状や課題を整理し、「三股らしさ」「三股の魅力」を見出しながら、わたしたちが目指す「わがまちみまた」の将来像を描き出しています。本計画は、三股町におけるまちづくりの基本的な方針となるものです。

また、都市計画法に基づく都市計画決定（変更）についての方向性を示す役割も担います。

#### ②まちづくりの土台となる役割

本計画には、三股町の様々な現況や将来推計などのデータが盛り込まれており、まちづくりを考える上で便利な資料集としても活用できるものです。

また、まちづくりの基本的な方針が示されているので、町民・事業者・行政が個別の計画や各種の事業計画を立案する際に、その土台となる役割も担います。

#### ③まちづくりの考え方のかなめとなる役割

本計画を策定するに当たり、関連する様々な計画との整合を図るため、関係機関との協議を行いました。そして、本町のまちづくりにおいて各分野に共通する考え方を、次の三つのことばで整理しました。

「つづく」「つながる」「つみあげる」

わかりやすいことばでポイントを示すことで、こどもからおとなまで、それぞれの地域、それぞれの分野で、あらゆる取り組みが活発になることを期待し、「ひと」が主役のまちづくりを推進します。

### 2.3 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は三股町の「第五次三股町総合計画」、「第四次国土利用計画（三股町計画）」、宮崎県が策定している「都城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、町あるいは都城広域の関連計画との整合を図り定めます。

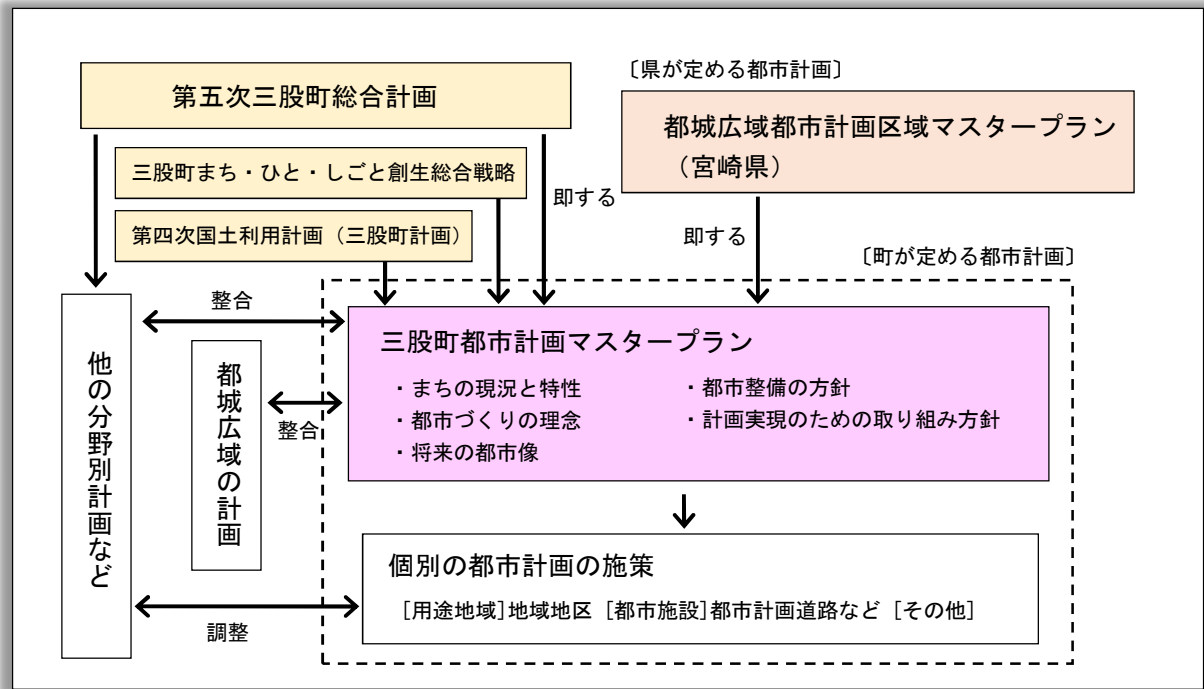


図-序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

### 2.4 都市計画マスタープランの策定体制

本都市計画マスタープランは、庁内組織の作業部会と策定委員会を中心に、町民の意向を踏まえながら策定しています。

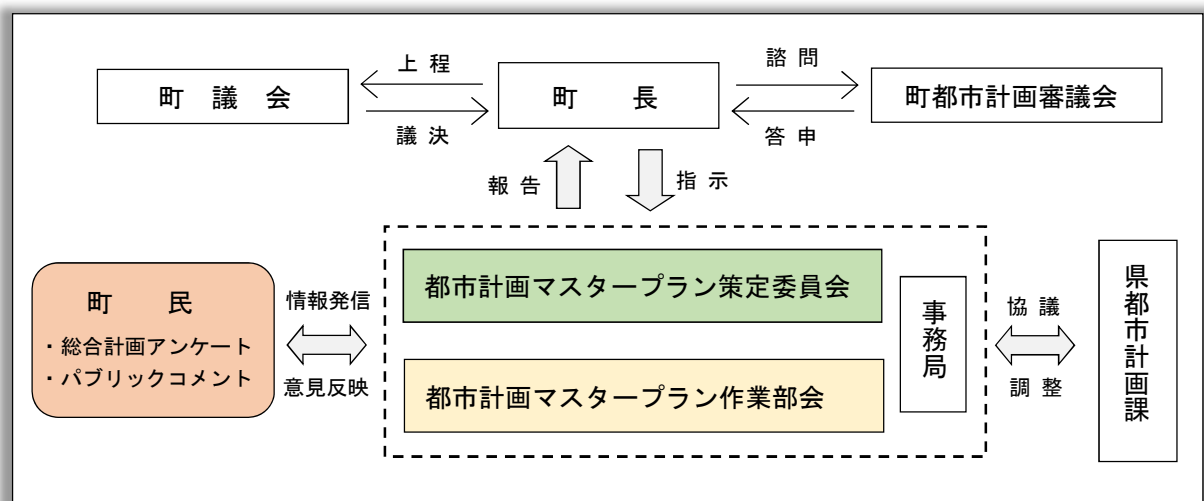


図-序-2 都市計画マスタープランの策定体制



## 2.5 都市計画マスタープランの構成

以下に、本都市計画マスタープランの構成を示します。本計画では、第1章で本町の現況や町民ニーズを踏まえて、つづく第2章で都市計画・まちづくりの課題の整理と、その課題を踏まえて『将来の都市像』を設定し、第3章において各分野別の方針を整理します。

最後に第4章で、設定した『将来の都市像』の実現に向けた、地域ごとの取り組み等を整理します。

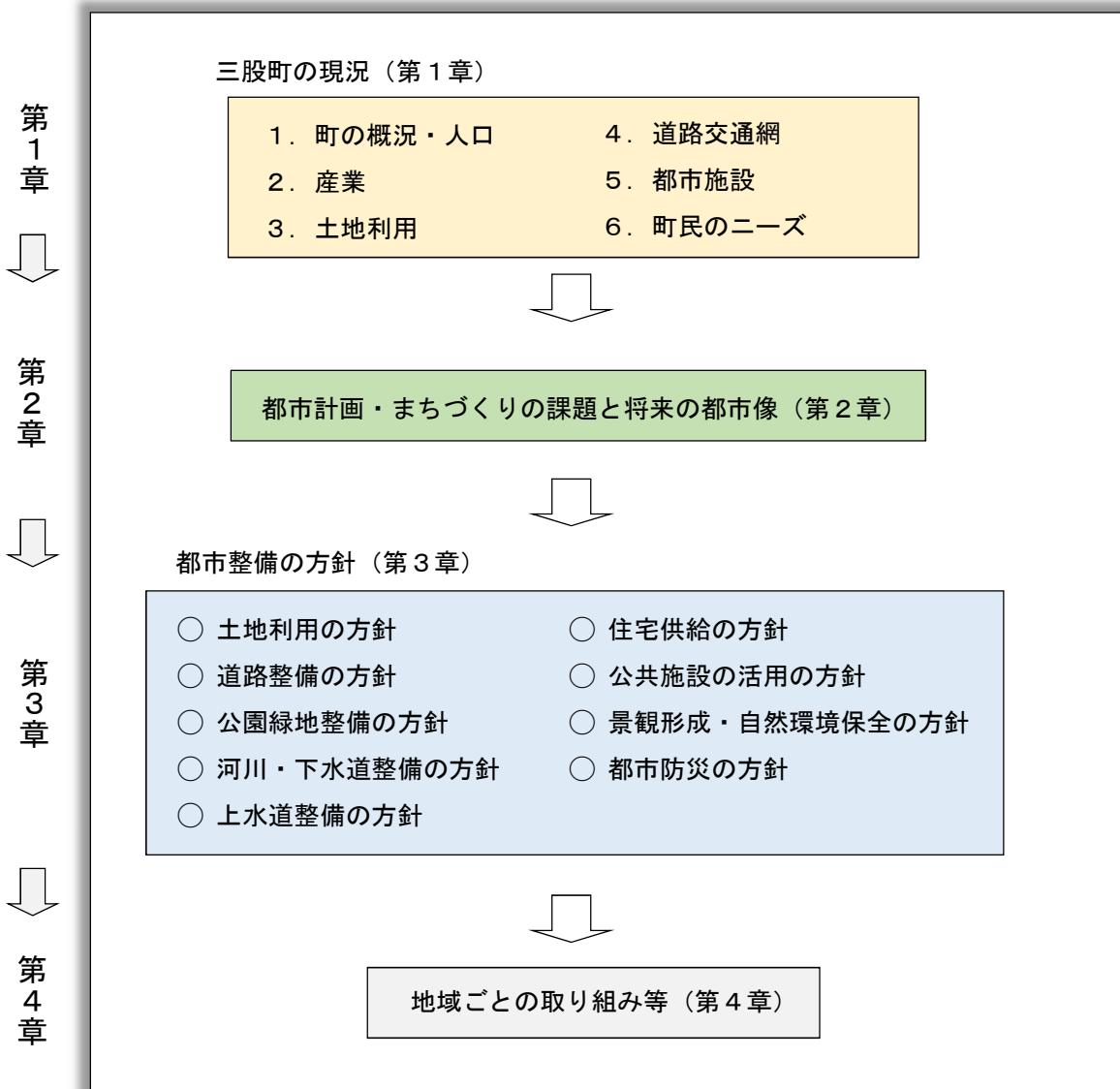


図-序-3 都市計画マスタープランの構成図